

【保健福祉部関係：質問項目】

1. 認知症対策について
2. 高齢者の虐待防止について
3. 飲食店営業許可申請手数料のうち臨時営業の場合の手数料について
4. 県立病院事業基金条例について
5. 障害者差別解消支援協議会について

【質問本文】

1. 認知症対策について

■ 質問（しもづる）

私からは、認知症の対策について県下全域をどうカバーしていくかという観点について、まず伺います。当初予算等説明書六十四ページです。

七の認知症対策等総合支援事業についてですが、認知症疾患医療センターの整備等とありますが、これについて認知症疾患医療センターの、一般質問でもあったと思いますけれども、現状を御説明いただきたいのと、また県下全域をカバーするためにどのようなロードマップを描いているのかということを説明してください。

□ 答弁（介護福祉課長）

認知症の専門医療機関でございます認知症疾患医療センターにつきましては、現状で申し上げますと、県下に八カ所指定をしております。それから、これからのロードマップと申しますか、計画でございますが、県の保健医療計画におきましても二次保健医療圏域に一カ所以上は設置していこうと、指定していこうという考えでございますが、県の目標としましては十二カ所でございます。それで当面、未設置圏域、肝属、曾於、それから熊毛地域が未設置でございますので、こういった未設置圏域への設置と申しますか、指定を進めていこうと考えております。

■ 質問（しもづる）

未設置圏域への設置について、平成二十六年予算ではどのような事業を行っていくのかということをお教えください。

□ 答弁（介護福祉課長）

この事業の中で認知症疾患医療センターの設置運営に関する費用と申しますか、運営費と申しますか、そういった費用を二カ所分計上させていただいているというような状況でございます。

## ■ 質問（しもづる）

その二カ所というのはどちらになりますか。

## □ 答弁（介護福祉課長）

先ほど申し上げました未設置圏域でございまして、曾於、肝属、熊毛でございます。ただ、これは医療機関のほうが実際に手挙げしていただいて、それから国が定めます基準ですね、ドクターの要件あるいはハードの要件がございしますが、そういったものをクリアしませんが、なかなか県のほうが設置しようとしても、要件をクリアしませんが、指定に至らないという経緯がございしますので、予算計上いたしましたけれども、それが確実に設定ができるということにはなっておりません。

## ■ 質問（しもづる）

今、医療機関のほうの手を挙げるのがまず大前提だという御説明でしたけれども、それでは、医療機関が手を挙げやすくする、促進するための取り組みというのは、来年度どのようなことを行うのか説明していただきたいと思っております。

というのが、仕組みとして医療機関が手を挙げるのは大前提だとしても、それを待つというだけでは、いつまでたっても整備されないという状況も生じ得ますので、医療機関が手を挙げやすくする、もしくは手を挙げるような促進する仕組みをどうやっていくのかということについて説明してください。

## □ 答弁（介護福祉課長）

なかなかそれは難しいことではございますけれども、先ほど申し上げましたように、ドクターの要件、それから、CTとかそういった機器の要件等々でございますので、それをクリアするというのが当然大前提ではございますけれども、私どもとしましては、やはり地域の医師会等と連携しましてといたしますか、医師会等と話をする中で、何とかそういった医療機関からの手挙げはないかということで、医師会等を通じまして働きかけ等をしていきたいと考えております。

## ■ 質問（しもづる）

わかりました。ぜひ、この県下全域をカバーした整備というのは非常に必要なことだと思いますので、医療機関が手を挙げやすくする、もしくは意識啓発の取り組みをしっかりと進めていただければと思います。

続けて、同じ観点から障害福祉課のほうに伺います。八十三ページです。

こちらの精神保健費の中の四番、精神科救急医療体制整備事業について伺います。

先ほど認知症について質問いたしましたけれども、認知症の患者の方が急性期になったときに、特に休日、夜間になったときにかかるところがなければ、やはり家族の方の負担というのは非常に大きいものになってしまうということがあがるかと思っております。

その中で、休日等における精神科救急医療体制を同じく県下全域をカバーする形で整備していくという観点から質問いたしますが、この精神科救急医療体制整備事業について、まず現状として、精神科の

救急診療体制がどのようになっているのかということと、また県下全域をカバーすることに向けて平成二十六年度予算でどのようなことを措置していくのかということを説明してください。

□ 答弁（精神保健福祉対策監）

精神科救急医療システムについてですが、現在のシステムにつきましては、日曜・祝日、年末年始の九時から二十四時までを、県内を四ブロックに分けて、県下四十二の精神科病院で輪番制をとっているところでございます。それに伴いまして、そういう病院の情報だったりとか、どこの病院がどれくらいあいていますよという空床情報のための情報センターを設けているところでございます。

■ 質問（しもづる）

現状についてはよくわかりました。

それでは、この整備事業一千六百五十四万円というのは、何をやるものなのかということをお教えください。

□ 答弁（精神保健福祉対策監）

この予算につきましては、輪番制についている空床の補償費と指定医の予算でございます。それと情報センターに係る人件費でございます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。

ぜひ、特に認知症患者の方を見ている家族の方がどこがあいているのかということをお知らせいただけるような情報提供を今後とも進めていただければと思います。

## 2. 高齢者の虐待防止について

■ 質問（しもづる）

続けて、予算外議案について伺ってまいります。

まず、介護福祉課に伺います。

議案第五三号についてなんですが、予算等説明書では七十ページですね。こちらについて分権に伴うものだと思いますが、こちらについて本県独自の基準を入れたものがあれば、その内容と理由を説明してください。

□ 答弁（介護福祉課長）

本条例につきましては、本県独自の基準といたしまして、高齢者の虐待防止等に関する規定を入れさせていただいております。（「一応理由も説明いただければ」という者あり）失礼しました。これにつきましては、施設等におきます虐待を防止する必要があるという観点でございますが、今回は、国の基準

等を踏まえて条例制定するわけですが、国の基準等につきましては、そこまで高齢者の人権ですとか、虐待とか、そういったことまでは規定してごさいませんでしたので、他県の状況を見まして、本県としましても虐待防止に関する規定を入れる必要があるだろうということから入れさせていただいております。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。たしか今年度、これまでに上がってきた分権関係のものでも同じような観点を入れたかと思えますけれども、本県としてぜひ高齢者虐待防止ということを入れていくわけですから、そちらも重点的に取り組んでいただきたいと思います。

### 3. 飲食店営業許可申請手数料のうち臨時営業の場合の手数料について

#### ■ 質問（しもづる）

続けて、同じく予算外議案で、議案第四六号につき生活衛生課に伺います。百三ページです。

こちら、改正の内容として、飲食店営業許可申請手数料のうち臨時営業の場合の手数料を設定するとありますが、これは今まで設定がなかったものなのかどうか。

そして、新たに設定するのであればその理由について教えてください。

#### □ 答弁（生活衛生課長）

これまでの飲食店営業につきましては、許可期限五年から七年という期限の許可手数料一万七千円という設定はございましたけれども、今回設定をする臨時営業、一日から十日を原則としていますから、この間に関する手数料の設定がございましたので、これについて設定をしようとするものでございます。

それから、理由ですけれども、本県において設定がなく、九州各県見ますと、この臨時の設定がありましたので、そこも含めて検討させてもらったところでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

今、通常の許可について一万七千円という話がありましたが、確認ですけれども、それでは、今までであれば、臨時営業をやろうとしたときにも、通常の一万七千円の手数料がかかっていたものなのかどうかということを教えてください。

#### □ 答弁（生活衛生課長）

そのとおりでございます。

#### ■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。今の御説明で、臨時営業をやろうとする方にとっては、実質的な負担が軽減されるものであるということが確認できましたので、非常によい趣旨の改正だと感じた次第です。

## 4. 県立病院事業基金条例について

### ■ 質問（しもづる）

最後に一点、議案第七〇号鹿児島県立病院事業基金条例制定の件について伺います。百十六ページです。

この基金について幾つか伺いたいんですが、まず一点目は、基金の設置目的についてです。制定の内容には、長期にわたる健全な運営に資することとありますが、ここについてもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。といいますのが、恐らく想定されるのが、年度によって余剰金が出るときと欠損金が出るときと、その財政調整に使うものなのか。それとも毎年取り崩していくことを想定しているものなのか、もしくは運用益を活用していくことを目的としているものなのか。ちょっとその目的を詳しく教えていただきたいというのが一点と。

二点目として、百十三ページに、来年度の資本的支出の中に基金積立金として五十億円が立っていますけれども、この五十億円はどこから持ってくるものなのかという二点をお願いします。

### □ 答弁（県立病院局次長兼県立病院課長）

委員お尋ねの長期にわたる健全な運営ということで申し上げましたけど、通常の病院を運営する経費というのに充当する考えは今のところは持っておりません。ハード面の施設のほうに充当しようという考えでこの基金を一応目的として設定するものでございます。

それと、二点目の五十億円の財源ということですけど、五十億円は内部留保資金をそのまま組み替えるという形で予算化しております。

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。ちゃんと五十億円の手当ても内部留保金からという手当てがついていることが確認できましたし、また用途についても、経常経費ではなくて、例えば新たに大きな施設を導入しようとする際の経費に充当するということを確認できましたので、わかりました。

以上です。

## 5. 障害者差別解消支援協議会について

### ■ 質問（しもづる）

私からは資料三の六ページ、七ページに基づきまして、紛争解決の体制の整備について何点かお伺いいたします。

まず、一点目として七ページの三、紛争解決体制の整備というところに障害者差別解消支援協議会の設置とあります。この協議会については、あっせんの求めがあったときにあっせんを行う機関だと理解しておりますが、この構成について、どこで規定しているのかを確認させてください。

□ 答弁（障害福祉課長）

この協議会の構成につきましては、条例のほうでは規定をしておりませんので、今後また必要な規則なり、制定をしていくということになると考えております。

■ 質問（しもづる）

今、条例ではなく規則に委任しているというお答えでした。

そこで伺いたいののが、規則に委任した理由なんですね。というのが、あっせんが公平性を持つかどうか。そしてまた、あっせんがちゃんと公平に行われていると県民の皆さんに理解されるかどうかというのは、やはりまた構成自体も非常に重要になってくるんじゃないかなと思うんですね。この構成について、いろいろと理由があると思うんですが、なぜ規則に委任したのかというのが単純な疑問としてありますので、そこを教えてください。

□ 答弁（障害福祉課長）

この協議会の構成員につきましては、この条例を提出した段階でどのような構成になるかというふうなところは、しっかり最後までといいますか、構成員の具体的なところまではまだちょっと検討が進んでいないところがございます、確かに障害の当事者の方ですとか、それから家族の方ですとか、それから法律関係でありますとか、そういう有識者関係も含めて入っていただくことが必要かなというふうには考えているところですが、この検討については、今後やっていきたいというふうなことで規則ということで考えております。

■ 質問（しもづる）

今、制度設計はまだもんでいるところだというお答えでした。では、提案なんですけれども、一旦はこの条例を今回上げるとして、構成については一部改正を上げるというのも一つ考慮すべきなのかなと、構成について今から制度設計を行って、それが固まったら例えば六月ないし、九月の議会で一部改正案として出されるのがやはり妥当なのかなと思うんですが、それについてのお考えをお聞かせください。

□ 答弁（障害福祉課長）

それについては、済みません、今ちょっと即答はできませんので、検討させていただきたいと思いません。

■ 質問（しもづる）

この点については、意見といいますか、要望を申し上げますけれども、やはり規則と条例の違い、前別件で、反対討論を打っているんですが、条例は県民の代表である議員がちゃんと議会でもんでいると、規則はやはり扱いとしては役所のほうでつくっているものという扱いですので、やはりこの構成という大事なものについては、条例でしっかりと規定すべきであるという意見と、そしてまたこれから制度設計をもむというのでありましたら、やはり先ほど申し上げましたように、六月ないし九月の議会で一部改正案を条例本文に書く、構成を案として出されるのが望ましいのではないかなというふうに意見を申し

添えます。

もう一点ですね、このあっせんが申し立てられたときにあっせんを行うわけですが、その際のあっせん結果の公表について伺いたいと思います。

今回、このあっせん、最終的に従わなかった場合に公表という手段が用意されています。これは罰則規定ではないわけですが、実質的なそういう機能を持つわけですね。そうしましたら、やはり事業者のほうとしては、あからさまな差別を行うところは論外としても、境界事例について、やはり行動の予測可能性を立てていかないといけないんじゃないかなと思うんですね。

そこで伺いたいの、もちろん個人とかが特定される情報は別としても、例えば業種業態でこういうことがありました。こういうことに対してこういうあっせんを行いましたという公表を行って、県民並びに事業者の皆さんが、特に境界事例について、これはやっちゃいけないことだよねという共通認識を高めていくというために、あっせん結果の個人を識別しない特定しない状況における公表というのはどういうふうにお考えですか。

#### □ 答弁（障害福祉課長）

あっせんまで行くというケースがそんなにあるとは実は想定していないんですけれども、先進県でちょっとお伺いしましても、相談対応で解決をされていてあっせんまでいったケースというのはないというふうに聞いています。したがって、あっせんまでいくケースというのは、かなり本当に複雑で解決が難しいというようなケースということになるかと思えます。

このケースにつきましては、おっしゃるとおり、まず個人がとにかく識別されないというふうなことは非常に重要なことかと思えます。あっせんでもし解決したケースなんかですと、なおさら個人の識別ができないというふうなところで、これを非常に考慮しながら、どのようなケースがという一つの累計として出せるような形で検討ができれば、やっぱり確かに公表というふうなことも必要かと思えますので、そのような公表のやり方といいますか、本当に識別されない形での出し方というここにかかってくるのではないかなというふうに思います。

#### ■ 質問（しもづる）

最後に意見ですが、今後、県民の皆さん、そして各事業者の団体に対して、やはり事例の提供というのは必要になってくるのかなと思うんですね。お互い事例を蓄積して、こういうことはやっちゃだめだよねというのを高めていく上ですね。なので、そこは今答弁でもありましたけれども、個人を識別できない方法を工夫して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。